

◆ 受給のためには申請が必要です

児童扶養手当・特別児童扶養手当について 【問い合わせ】 こども家庭課 ☎ 22-9654 FAX 22-9646

■ 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童を育てている家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

次の条件に当てはまる 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を扶養している父か母、父母にかわってその児童を養育している人

※児童が身体または精神に中度以上の障がいがある場合は、20 歳未満まで手当を受けられます。

- 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- 父か母が死亡した児童
- 父か母が重度の障がい（国民年金の障がい等級 1 級程度）にある児童
- 父か母の生死が明らかでない児童
- 父か母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- 父か母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- 父か母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- 母が婚姻せずに生まれた児童
- 父母とも行方不明である児童

◆ 手当を受けられない人

- 児童が日本国内に住所がないとき
- 児童が、父か母の死亡について支給される公的年金を受けられることができるとき
- 児童が、父か母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
- 児童が、労働基準法などの規定による遺族補償を受けられることができるとき
- 児童が、児童福祉施設などに入所しているか、里親に委託されているとき
- 児童が、父か母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父か母に障がいがある場合を除く。）
- 父・母または養育者が、日本国内に住所がないとき
- 父・母または養育者が、公的年金を受けられることができるとき（国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く。）

◆ 申請手続きに必要なもの ① 請求者と対象児童の

【手当の月額が改定されました】

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正によって、児童扶養手当と特別児童扶養手当が 4 月分以降、次のとおり月額 0.7%引き下げられます。

■ 児童扶養手当

児童 1 人のとき **全部支給**：41,140 円⇒ 41,020 円

戸籍謄本 ②印鑑 ③振込み先の預金通帳 ④年金手帳

※その他書類が必要な場合があります。

※手当を受ける人の所得が限度額を超えると手当が全部または一部停止になることがあります。

■ 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆ 手当を受けられる人

身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父か母、または父母にかわって児童を養育している人

● 特別児童扶養手当 1 級

- 身体障害者手帳の判定がおおむね 1・2 級（内部的疾患含む）程度に該当するもの
- 療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障害である場合または同程度の精神障がいがある場合

● 特別児童扶養手当 2 級

- 身体障害者手帳の判定がおおむね 3 級（内部的疾患含む）程度に該当するもの
- 療育手帳の判定が中度程度の知的障害である場合または同程度の精神障がいがある場合

◆ 手当を受けられない人

- 児童が、日本国内に住所がないとき
- 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
- 児童入所施設に入所しているとき ※保育所・知的障害児施設・肢体不自由児施設・母子生活支援施設に通園しているか保護者と共に入所している場合を除く。
- 父・母または養育者が日本国内に住所がないとき

◆ 申請手続きに必要なもの

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本 ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 ③ 特別児童扶養手当認定診断書（身体障害者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できることがあります。） ④ 印鑑 ⑤ 振込み先の預金通帳（請求者名義のもの）

※その他書類が必要な場合があります。

※手当を受ける人の所得が限度額を超えると、手当が支給停止になります。

一部支給：41,130 円～9,710 円⇒ 41,010 円～9,680 円

児童 2 人のとき 5,000 円加算

児童 3 人以上のとき さらに 3,000 円ずつ加算

※所得金額によって全部支給・一部支給が決定されます。

■ 特別児童扶養手当

1 級：50,050 円⇒ 49,900 円

2 級：33,330 円⇒ 33,230 円

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

子育て支援・無料相談

催し 企画展 「伊賀市の文化財 2014」

柘植歴史民俗資料館では、昨年度新たに国登録文化財、三重県指定文化財、伊賀市指定文化財となったものを写真パネルなどで紹介します。ぜひご覧ください。

【と き】

4月16日(水)～7月13日(日)

午前9時～午後4時30分

※毎週月曜日を除く。

【ところ】

柘植歴史民俗資料館 1階展示室

【問い合わせ】

文化財課

☎ 47-1285 FAX 47-1290

催し つつじ祭ウォーク

JR 関西本線沿線のよさを知っていただくため、ウォークイベントを行います。

歴史ある寺社などを巡りながら、余野公園では約15,000本の美しいつつじと、当日開催される「つつじ祭」をお楽しみください。

【と き】

5月11日(日)

※小雨決行(つつじ祭が中止の場合は、ウォーク開催を中止します。)

【集合】

JR 柘植駅前

《集合・受付》午前9時40分

《出発》午前10時

《解散》午前11時30分頃

(余野公園到着)

【コース】

JR 柘植駅一都美恵神社一徳永寺一柘植歴史民俗資料館一余野公園(総距離約4km)

※余野公園からJR柘植駅までは、ウォーク参加者専用のシャトルバスをご利用ください。

【その他】

○ JR 柘植駅へは公共交通機関でお越しください。

○ 歩きやすい服装で、弁当・水筒・敷物をご持参ください。

○ 小学生以下は保護者同伴。

○ 中止の場合は当日午前7時に決定しますので、伊賀市商工会へご確認ください。

【問い合わせ】

伊賀市商工会 ☎ 45-2210

総合政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9672

お知らせ 特別障害者手当などの 手当月額の引き下げ

4月分から次の手当月額を引き下げます。各手当の受給者には別途お知らせします。

○特別障害者手当

26,080円⇒26,000円

○障害児福祉手当

14,180円⇒14,140円

○福祉手当(経過措置分)

14,180円⇒14,140円

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

お知らせ ハイトピア伊賀 東駐車場

広報いが市3月15日号で、ハイトピア伊賀東専用駐車場の閉鎖についてお知らせしましたが、伊賀上野NINJA フェスタ期間中の5月6日(火)までは引き続き開設します。

5月7日以降は閉鎖しますので、今後は、ハイトピア伊賀地下駐車場、上野市駅前広場第1・第2駐車場をご利用ください。

【問い合わせ】 中心市街地推進課

☎ 22-9825 FAX 22-9628

お知らせ 東日本大震災 被災地への 義援金 受け入れ状況

【義援金総額】 63,919,967円

(平成23年3月14日～平成26年3月27日) ⇒日本赤十字社へ送金

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災された方々にお届けします。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

【義援金箱の設置場所】 本庁舎玄関口ビー・厚生保護課・各支所

【問い合わせ】 厚生保護課

☎ 22-9650 FAX 22-9661

催し がん患者と家族の おしゃべりサロン in 伊賀

【と き】 5月1日(木)

午後1時30分～3時30分

【ところ】

ハイトピア伊賀4階 多目的室

【対象者】 がん患者・家族など

【問い合わせ】

三重県がん相談支援センター

☎ 059-223-1616

健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

お知らせ お達者チェックを受けて 介護予防教室に参加しましょう

【対象者】 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人

【実施内容】 お達者チェックで、加齢に伴う心身の機能や日常生活動作などの生活機能の衰えを確認します。

生活機能の衰えが心配な人には、後日、機能の維持・向上を目的とした介護予防教室を案内します。

【実施方法】 対象者には、4月中旬にチェック表を郵送します。返信用封筒で提出してください。

【提出期限】 5月2日(金)

【問い合わせ】

地域包括支援センター(中部)

☎ 26-1521 FAX 24-7511

お知らせ 4月23日は子ども読書の日

この日は、子どもの読書への関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。

市では平成25年3月に「第二次伊賀市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校などのあらゆる場所で読書活動を推進しています。特にこの日を中心に、「本の読み聞かせ」や「紙芝居」がさまざまな場所で行われています。

読書は子どもの人間形成に大きな影響を与えます。日常の中で読書が生活習慣の一部として定着するよう読書活動にご協力をお願いします。

【問い合わせ】 生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

お知らせ ゴールデンウィークの 歯科診療について

休日、急な歯の痛みや腫れなどの症状がある場合に、次のとおり診療を受けることができます。電話で確認をしてから、健康保険証などを忘れずに持って行きましょう。

○ 5月3日(土・祝)：まついけ歯科(四十九町2115-3) ☎ 22-0118

○ 5月4日(日・祝)：峰歯科・矯正歯科クリニック(上野西大手町3598)

☎ 21-1616

○ 5月5日(月・祝)：村井歯科医院(上野忍町2556) ☎ 21-1347

※すべて午前9時～午後5時

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673